



2025年9月8日

各位

会社名 サンヨーホームズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡 久志
(コード番号：1420 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 福井 江治
(TEL：06-6578-3403)

第三者割当による行使価額修正条項付第3回新株予約権及び 行使価額修正選択権付第4回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年8月22日付の取締役会において決議した、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第3回及び第4回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額（4,697,600円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年8月22日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第3回新株予約権及び行使価額修正選択権付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年9月8日
(2) 新株予約権の総数	29,700 個 第3回新株予約権 23,800 個 第4回新株予約権 5,900 個
(3) 発 行 価 額	総額4,697,600円（第3回新株予約権1個当たり183円、 第4回新株予約権1個当たり58円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,970,000株（新株予約権1個につき100株） 第3回新株予約権 2,380,000株 第4回新株予約権 590,000株 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は351 円（但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調 整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式 数は、2,970,000株です。
(5) 資金調達額	1,963,979,600円（差引手取概算額：1,956,979,600円） (注) (内訳) 新株予約権発行による調達額：4,697,600円 新株予約権行使による調達額：1,959,282,000円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条 件	当初行使価額は、第3回は631.8円、第4回は772.2円です。 第3回新株予約権の行使価額は、第3回新株予約権の各行使 請求に係る通知を当社が受領した日（但し、第3回新株予約 権については、最初に当該通知を受領した日を除きます。以 下、修正条項適用後の第4回新株予約権の各行使請求に係る 通知を当社が受領した日とあわせて、個別に又は総称して 「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に 定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。） における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない 場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」とい います。）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出 し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。 但し、第3回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規

	<p>程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下「制限超過行使」といいます。）に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年8月22日の取引所終値である704円（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）に修正されます。</p> <p>第4回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。本新株予約権の発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の取引所終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、第4回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が351円を下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日を行います。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたりません。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 行使期間	2025年9月9日から2028年9月8日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によってマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てます。
(9) その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（7,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以 上